



児童相談所業務評価制度の見直しについて ～より効果的な制度となるよう、実施方法を見直します！！～

本市においては、平成28年度から、児童相談所の適切な運用の確保を図ること等を目的として、児童相談所職員が行った自己評価を、第三者（京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援・里親部会委員（以下「児童支援・里親部会委員」という。））が評価する制度を実施しています。

同制度は、児童相談所における処遇向上等に重要な役割を果たしていますが、より効果的な制度となるよう実施方法を見直し、今年度から下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

1 制度概要

(1) 目的

児童相談所における業務遂行状況の点検・評価を定期的に行うことにより、職員の資質のより一層の向上及び児童相談所の適切な運用の確保を図り、ひいては、処遇の向上や重大な児童虐待事案の未然防止に資することを目的とする。

(2) 見直しの理由

これまでの業務評価制度では、台帳の確認等を行うことで評価できる事務的な項目についても、児童支援・里親部会委員が確認を行っており、同委員の高い専門性を十分に活かすことができていなかった。

(3) 見直しの方向性

児童相談所における支援事例について、児童支援・里親部会委員の高い専門性を活かした評価を行うとともに、本庁課である子ども家庭支援課職員が台帳等の確認による事務監査を行う。

2 今年度からの実施内容

(1) 第三者評価による事例検証

ア 目的

児童相談所における具体的な支援事例について、児童支援・里親部会委員の専門的見地から、支援方法・内容の評価を行い、評価結果をフィードバックすることで、児童相談所の資質向上を図る。

イ 実施方法

評価者である児童支援・里親部会委員の意見を踏まえ、事例を抽出し、事例に係る児童相談所の支援方法及び内容について、自己評価及び第三者評価を実施する。

(2) 児童相談所への事務監査

ア 目的

児童相談所が行う児童虐待等に係る各業務について、法令等に沿った事務処理が適切に行われているかを確認し、確認した課題等について、フィードバックを行うことで、児童相談所業務の適切な運用の確保を行う。

イ 実施方法

本庁課である子ども家庭支援課職員が、台帳監査及び職員へのヒアリングを実施する。